

## 第 60 回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：令和 5 年 12 月 22 日(金)10:00～12:00

場所：佐賀県庁新館 4 階 特別会議室

### 1. 開会

(県土企画課 小寺副課長)

これより、第 60 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

本日は佐藤委員と守田委員 2 名の方がご欠席となっております。本日は 8 名の委員にご出席をいただいております。全委員数の 10 名に対しまして 1/2 以上のご出席をいただいております。それを持ちまして、佐賀県公共事業評価監視委員会、設置要綱の第 6 条の規定によりまして、今回の本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、開催に先立ちまして、県土整備部長の横尾よりご挨拶を申し上げます。

### 2. 県土整備部長挨拶

(県土整備部 横尾部長)

おはようございます。今年度、県土整備部長を拝命しております横尾と申します。よろしく申し上げます。本日は、今年度第 2 回目の公共事業評価監視委員会ということで、年の瀬の迫る中、雪で足元の悪い中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。また、委員の皆様には今回改選期ということで、再任のお願いをしたところ、ご快諾いただき誠にありがとうございます。そしてまた今回は新たに就任された隈委員にもご出席いただきました。今日ご欠席の佐藤委員にもご就任いただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

今回の委員会でございますが、7 月に第 1 回を予定しておりましたが、7 月の豪雨災害の対応のため延期となりました。今回の雨で、唐津市や佐賀市、そして神埼市の山間部を中心に、本当に大きな施設災害が起きました。その他、低平地でも内水被害が発生いたしました。そこで急遽、書面開催という形になり、本当に申し訳ございませんでした。そして、この再評価にあたっての現地視察も、鶏インフルエンザの発生により中止になりまして、皆様には日程調整いただいている中で、本当に心苦しく思っております。そういったことで、今年が今年度初めての開催でございます。何卒よろしくお願いいたします。

では改めまして、今年を振り返りますと、先ほどお話しましたように 7 月の豪雨災害ということで、近年気候変動により大きな災害が続いております。令和元年そして 3 年、そして今年と、いつ、どこで被害が起こるか分からないということで、令和元年・3 年は内水被害も大きかったところですが、今回は土砂災害や山間部の施設災害といった大きな災害も起きたところでございます。現在は、その災害復旧に全力で取り組んでいるところでございまして、関係機関と一緒に早期復旧のために頑張っていきたいと思っております。また、昨年度の再評価のときにご審議いただきました国道 206 唐房バイパスでございますが、先月、11 月 12 日に開通し、開通式も行ったところでございます。唐津市の観光

振興など、色々な面で効果があると思っております。この道は、唐津の海をイメージしてルート・グランブルーと命名しました。ジャックマイヨールという素潜りの潜士の方が愛された唐津の海ということで、美しい唐津の海をイメージして、ジャックマイヨール氏の映画「グランブルー」から命名させていただいたところございます。こういった道路が各地域の振興に寄与するものということで、このような整備をしっかりと続けていきたいと思っております。

県土整備部の施策として、安全安心に暮らせる強靱な県土の実現、そして快適で活力のある佐賀作りという大きな2つの施策を目標に、社会資本整備等々に取り組んでいるところでございます。本委員会では、そういった社会資本整備の必要性、緊急性、そして費用対効果などの観点について第三者の視点でご審議いただくということでございまして、貴重な機会と思っております。委員の皆様には、本日も忌憚ないご意見をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

### 3. 委員改選及び委員長の選任

(県土企画課 小寺副課長)

それでは改めまして、皆様にはご多用のところ本委員会の委員にご就任いただき、誠にありがとうございます。皆様には今回の改選により、今年7月から2年間、委員をお願いさせていただいております。委員様のご紹介につきましてはお配りの委員名簿でのご紹介に代えさせていただきます。

先ほど部長よりご紹介しましたが、今回より4期8年お勤めいただきました牟田委員のご退任に伴いまして、ご後任として佐賀県弁護士会から新たに隈委員様に委員をお願いしております。どうぞよろしく願いいたします。また、本日は所用によりご欠席の連絡をいただいておりますが、昨年度まで9期18年委員をお務めいただきました佐藤和歌子委員のご後任としまして、NPO法人「森林を作ろう」副理事の佐藤美和子委員に委員をお願いさせていただいております。

今回、改選後初めての顔合わせとなっております。執行部も4月の人事異動がありましたので、まずは執行部から自己紹介をさせていただきたいと思っております。その後、よろしければ各委員様におかれましても、委員名簿の順に自己紹介を一言お願いできればと思っております。それでは改めて部長からお願いいたします。

(県土整備部 横尾部長)

改めまして、県土整備部長を4月から拝命しております。この委員会では、河川砂防課長で3年、副部長で4年と合わせて8年目になります。引き続きよろしく願いいたします。

(県土整備部 永松理事)

4月から県土整備部理事をしております永松と申します。よろしく願いいたします。

(県土整備部 甲斐副部長)

4月から県土整備部副部長を勤めております甲斐と申します。よろしくお願いいたします。

(農林水産部 島内副部長)

農林水産部副部長島内でございます。私は農山漁村課長時代3年、副部長になって2年、トータル5年目になります。よろしくお願いいたします。

(伊藤委員)

佐賀大学理工学部理工学科の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(猪八重委員)

佐賀大学理工学部理工学科猪八重でございます。よろしくお願いいたします。

(陣内委員)

佐賀県経済同友会代表幹事、陣内と申します。よろしくお願いいたします。

(藺田委員)

佐賀大学経済学部の藺田と申します。よろしくお願いいたします。

(田中委員)

牛津町で農業をしております。有限会社田中農場でコメを15ha、子どもがキュウリを施設栽培で2反作らせていただいております。公共事業の勉強をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(隈委員)

本年度から委員に選出されました佐賀県弁護士会の隈と申します。まだまだ分からないところもあるかと思いますが、しっかりやりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(鳥井委員)

フリーアナウンサーの鳥井智子と申します。考えれば18年、あと2年で成人というところでもあります。なかなか成人になれない、いつまでも新人のような委員ですが、どうぞよろしくお願い致します。

(山本委員)

佐賀大学経済学部山本です。よろしくお願いいたします。

(県土企画課 小寺副課長)

ありがとうございました。次に事務局より報告をさせていただきます。前回会議につきましては、今年7月の九州北部豪雨の関係で、急遽書面開催とさせていただいております。令和5年度の新規事業の予算化の状況、簡易事後評価の実施結果と公共事業の結果と効果等をご報告させていただいております。この場をお借りし改めてご報告させていただきます。

最後に、議事に入ります前に、本日は委員改選後、初めての対面での会議になります。最初に委員長の選出をさせていただきたいと思います。委員長につきましては公共事業評価監視委員会設置要綱の第5条の第1項に、委員の互選によりこれを定めると規定されております。本日都合により欠席となられました2名の委員の方からは当日の出席者の判断にお任せするとご連絡をいただいております。どなたか委員長を希望される方、御推薦される方等ございましたら、挙手をお願いいたします。

<特に推挙等なし>

もし、ないようでしたら、よろしければ事務局から、前回の任期に引き続きまして、伊藤委員に委員長をお願いしたいと思っておりますけれども、伊藤委員長、お引き受けいただけますでしょうか。

(伊藤委員長)

はい。

(県土企画課 小寺副課長)

ありがとうございます。他の委員さんもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、伊藤委員長から一言ご挨拶いただけますか。

(伊藤委員長)

前期に引き続きまして、委員長を仰せつかりました伊藤でございます。改めてよろしくお願いたします。今回の議事次第から、第60回という通算の会議の回数が示されております。この委員会は、先ほど鳥井委員からございましたように、18年、この期で20年近く続く重要な委員会となっております。私も何年か務めさせていただきまして、委員の方々、かなりベテランの方も多く、公共工事に対して忌憚のないご意見をいただくような、しっかりとした委員会でございますので、委員長としても、公平公正にこの佐賀県の公共事業を監視もしくは審議していきたいと思っている次第でございます。よろしくお願いたします。

(県土企画課 小寺副課長)

ありがとうございました。それでは、ここからの議事進行につきましては、伊藤委員長に

お願いしたいと思います。伊藤委員長よろしくお願いいたします。

#### 4. 議題

##### <諮問事項>

(伊藤委員長)

それでは、議事次第に従いまして進行していきたいと思います。

議題の1番目は、諮問事項でございます。今回、合計12件の諮問が出ております。これまでの委員会のやり方としては、再評価件数が多い場合は、まず、それぞれ担当課の方が全体を一括でご報告いただいたうえで、代表箇所を詳細に説明していただき、それで全体を承諾していただく、もしくは意見をいただくというようなやり方でやっておりましたが、今回もそのやり方でよろしいでしょうか。

ではその前に、今回初めて委員になられた方もおられますので、公共事業評価監視委員会の制度から事務局でご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(県土企画課 副島課長)

それでは失礼します。事務局の県土企画課長の副島と申します。座って説明させていただきます。

前面のスクリーンに表示しております。各委員の皆様にも配布しておりますが、佐賀県の公共事業評価の制度についての資料になります。公共事業評価監視委員会では、佐賀県が実施します公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、三段階で公共事業評価に対する審議検討を行っていただくこととなっております。

まず1つ目の新規評価でございますが、新たに着手する事業箇所を対象に実施いたします。道路事業や河川事業など、事業種類ごとに評価基準を定めた新規評価マニュアルを使いまして、事業に入ることが適切かどうか、予算をつけることが適切かどうかを判断いたします。委員会では、この新規評価マニュアルにつきまして、新しく制定する場合や内容を見直す場合などにご審議いただきまして、ご意見をいただくということになります。

次に再評価でございますが、これが本日の議題になります。事業の採択後、一定期間を経過した事業に対して実施いたします。事業の進捗状況、社会、経済情勢等の変化などの視点に基づきまして、事業の継続が適切かどうかを審議いただきます。

それから最後に3つ目ですが、事後評価です。公共事業の効果に関する検証を行うもので、事業完了後、おおむね5年を経過した事業を対象に実施いたします。完成した事業につきまして、当初、計画していた効果が発現しているかどうかを評価いただき、今後の事業改善に結びつけることとなります。これが制度の概要です。

それではここからは、今年度の公共事業評価の再評価の対象についてご説明いたします。今年度再評価の対象となっている事業の全体概要です。資料1を1枚めくっていただいたところにある、令和5年度公共事業再評価諮問事業箇所一覧表をご覧くださいければと思います。

ます。今回 12 箇所について再評価の御審議をお願いすることになります。参考資料として、公共事業評価実施要領の抜粋をお手元に配布しておりますが、その実施要領第 2 条(2)②の事業採択後、10 年を経過した時点で継続中の事業ということで、表の上段の 3 件をお願いしております。下の表でございますが、これは同じく同要領の第 2 条(2)④で規定しております、前回の再評価実施後 5 年を経過した時点で継続中、または未着工の事業で 9 件となります。この概要と代表的な事業につきまして、事務局から説明いたします。説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。それでは諮問事項に入りたいと思います。

1 番目は経営体育成基盤整備事業ということで、農地整備課からご説明いただいて、その後、ご意見を賜りたいと思います。

(農地整備課 土井課長)

農林水産部農地整備課長の土井でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

さて、説明させていただきます。お手元の資料 2 の 1 をお開きいただけますでしょうか。今回、農地整備課からは 2 件の諮問をさせていただきます。1 枚めくっていただいて、一覧表を用意しております。この 2 地区とも、事業採択から 10 年を経過しました。県営経営体育成基盤整備事業鍋島本村地区と、県営かんがい排水事業多久導水路地区の 2 箇所を諮問させていただきます。説明に入ります前に、費用対効果いわゆる B/C の考え方について説明させていただきます。効果算定につきましては農林水産省が出しておりますマニュアルに沿って、4 つの効果算定をさせていただきます。1 つ目の作物生産効果につきましては、今回の圃場整備をすることにより、水管理がしやすくなったり、排水が良くなったりすることなどで作付けが増え、また収量が増えることで収益が増える効果でございます。2 つ目の営農経費節減効果につきましては、同じように、圃場整備により農作業がやりやすくなって営農にかかる経費が節減できる効果でございます。3 つ目の維持管理費節減効果は施設の維持管理に要する経費の増減を捉える効果でございます。圃場整備によりまして、管理する施設が多くなりますので、効果はマイナスとなります。最後に 4 つ目の国産農産物安定供給効果でございますが、圃場整備によりまして、国産農産物を消費者へ安定的に供給できることが見込まれる効果、これは平成 26 年から新たに加わっております。これら 4 つの効果と総費用の比率を B/C として出しております。

続きまして 5 ページをお願いいたします。諮問地区の説明に入らせていただきますが、農地整備課 2 地区でございます。代表して経営体育成基盤整備事業、鍋島本村地区を説明いたします。

まず鍋島本村地区の位置でございますが、佐賀市鍋島にございます佐賀大学医学部の東側と北側の濃い赤い着色された約 40 ヘクタールの農地を、今回圃場整備をしております。

6 ページをお願いします。まずこの県営経営体育成基盤整備事業とはどういうことをするか中程のイメージ図で説明しますと、左側の整備前では一区画の農地が狭く、形は歪で、耕作者 ABCD が点在して営農されております。こういった状況ですので、生産効率の悪い地域でございました。これを圃場整備よりまして、右側の整備後は一区画の農地は広くなって、また点在していた農地も担い手 ABC に集積・集約するものです。一番下が当地区を南から撮影した写真でございます。地区の概要でございますが、この 40 ヘクタールの農地を平成 26 年から令和 7 年度の 12 年間で、約 13 億円をかけて圃場整備を実施しております。

7 ページをお願いします。整備状況でございます。用排水路工、農道工、暗渠排水溝と大きく 3 つ挙げております。まず用排水路工でございますけど、上が整備前でございまして、基本、土水路であったものが下の整備後でコンクリート護岸に整備され、整備前は、各農家が用水ポンプを各自設置して水田に水を入れていたものを、共同の用水ポンプを設置してパイプライン化しております。真ん中の農道工につきましては、幅員が 2 メートルほどの狭い農道であったものが、整備後では離合できるまで農道を拡幅しております。一番右の暗渠排水工でございますけど、農地につきましては、雨が降れば農地に水が溜まって、しばらく農耕業ができなかったりとか、農作物の生育に影響を与えたりしていたものが、この暗渠排水によって改善されております。

次に、社会経済情勢等の変化ですが、県道沿いに若干農地がございまして、将来の土地利用を考えた上で除外してほしいと、一部の地権者から申し出があったことなどから、今回当初計画から地区を除外したことにより受益面積が減少しております。営農状況①でございます。地区内の担い手の数と、その担い手にどれだけ農地が集まっているかを時系列に整理しております。事業着手時の平成 26 年はいわゆる担い手と言われる 4 軒の認定農家（濃い青）と 3 つの集落組織（薄い青）がありまして、地区内の約 28% の農地を耕作しておりました。残り 72% の農地を薄く変えておりますけれど、93 名の比較的零細な個別経営農家が交錯している状況でございました。それが圃場整備により、担い手に農地が集積されまして、93 名いた零細の個別経営農家が事業完了時の令和 7 年には 17 名まで減少しております。その農地が担い手に集約され、計画では 88% まで農地集積率が上がる見込みでございます。9 ページをお願いいたします。営農状況②でございます。地区内は、主に米麦大豆、それに加えてアスパラガスの施設野菜、キャベツ、ブロッコリーなどの露地野菜が作付けされておりました、耕地利用率も着手時の 91% から 126% へ向上しております。こういった圃場整備によりまして、作物の作付け増加や担い手農地の集積が進み、地区内の作業効率が向上した効果などを算定したところ、1.61 という費用便益比になっております。

10 ページをお願いします。コスト縮減についてです。基盤整備工事をする中で、どうしても土が不足してしまいます。そういった場合は、他の公共事業で出てきた土を再利用することで、当事業の工事費の縮減を図っております。

最後に対応方針でございます。当地区では農作業の減少、そして高齢化が進む中、将来の地域農業を担う担い手が米や麦、大豆、園芸作物を効率的・効果的に生産し、安定した農業

経営を実現することを目的としております。費用対効果も1以上の1.61を確保しておりますし、事業進捗についても93%になっております。令和7年の完了を見込んでいます。また担い手への農地集積、そしてアスパラガスの新規就農者も出てきておりまして新たな地域農業の動きが始まっております。こういったことから引き続き事業を継続したいと考えているところでございます。以上説明を終わります。

(伊藤委員長)

ではこの案件について委員の皆様からご意見などを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

(山本委員)

県道に面している地権者の方が整備事業から除外してほしいということで、多分、用途変更などの形をとったかと思うのですが、特に問題はないのでしょうか？

(農地整備課 土井課長)

平成26年度に事業着手するときには、この地区は今後圃場整備をして農地として維持していくという申請を出されたところなんですけど、やはりその地権者が高齢化や、諸事情があって、やっぱり農地じゃなくて極端に言うと宅地などに使いたいというご意向があれば、法手続きや皆さんへの了解などといった正式な手続きをすれば、この事業から除外することができます。またその地区については、今回のこの事業費ではまだ投資をしておりませんので、間に合うという感じでございます。

(伊藤委員長)

他にはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

(猪八重委員)

耕地利用率の考え方を教えてほしいのですが、100%を超えているのは二期作とか二毛作とか、そういうことで増えているということでしょうか？

(農地整備課 土井課長)

そうでございます。いわゆる表作として、夏場に米と大豆を作って、裏作で麦や野菜など、すべてで冬場夏場2回作れば、極端に言うと200%になるということです。

(猪八重委員)

分かりました。ありがとうございます。

(伊藤委員長)

8ページの上の方のグラフについて、これは佐賀県の農業の専門の従事者の推移を表したのが緑の折れ線グラフでよろしいですか。昭和60年には3万7千人ぐらいいらっしゃったのが、昨今では1万4千ですか。もう6割減ですね。このぐらい減ってくると、やっぱりこういった圃場整備で土地がバラバラと切り離されていたところをうまく長方形にすると、かなり効率は良くなるのですね。お聞きしたいのは、県内でまだ圃場整備をやらなきゃいけない面積はどのくらい残っているのでしょうか。ここはもう94%でほぼ終わりですけど、他の地域でどのくらい残されているのでしょうか。

(農地整備課 土井課長)

県内に関しまして、グラフにありますように整備率が85%に入っておりますけれど、こういった圃場整備事業は、県営やいろんな団体などで行っておりますが、だいたい農地の85%の整備が終わっております。農地としてあと15%残っておりますけれど、そういったところは、実際、今後とも農地として継続して営農するかどうか、地元からの要望などがございまして、取りまとめますと、要整備としての率は100に近い数字となっております。

(伊藤委員長)

そうですか。受益者負担は10%ぐらいあるのですか。

(農地整備課 土井課長)

国と県と市町が出します。国と県は一律で決まっておりますが、市町がいくら出すかによって違います。農家としては10%だったり8%だったり。市町での差はございます。

(伊藤委員長)

この事業としては、ほぼ完了を迎える方向で進んでいるということですね。わかりました。

(田中委員)

私は小城市牛津町乙柳からですが、圃場整備が始まる頃に推進があったみたいです。まだ初めの頃だったからか地区の皆さんが賛成をする意見が出なかったようで、今もこちらからは意見がまとまらないので要望も出せません。私は、集約されたら仕事がしやすくなると思います。圃場がバラバラにありますので、トラクターで移動しても隣とかでなく川を渡らないといけないところもあります。仕事の的にはこの鍋島の地区はとてま羨ましく思います。

水路にしても、土だったら草が生えたりします。環境的には土の方がよいと思いますが、草刈りをする面積が多いと大変です。クリーク事業をしていただくと生産性は上がります。

小城市は佐賀市まで20分くらいで行けます。武雄、唐津にも行きやすく、道路も農道で

あっても、今は田んぼも結構宅地になって、後継者がいらっしやらないところはアパートを建てたりして、農道も生活道路になっていて、農作業していても結構通行されるので、その作業は1～2時間の仕事であってもやはり車を退かないといけないこともあります。機械も大型になってきているので、離合させたりするのもなかなか大変です。

この暗渠排水も、夏は水田、冬は麦で畑作になるので、水はけがよくないといけません。牛津は土地が低かったりして、水害にあったら、一生懸命耕作しているのに、その水害の影響で若い人とかは特にやる気がなくなってしまうます。

田んぼは先祖代々譲り受けたもので維持していくということだったんですが、3万7千人いらっしやったときは、米価がもっと高かったように思います。今はだんだん米価も下がってきています。この社会情勢で肥料や飼料のコストが高くなっています。維持していくのに、経営を考えたら難しい現状です。水田は機械がないとなかなかできなくて、田植え機やトラクター、コンバイン等の価格も高く、機械代に追われます。維持していくのが難しいですけど、今の農家の若い人たちは、稼げる農業を掲げ、佐賀トレーニングファームで施設を利用させてもらったり、指導してもらったりして、そこで、利益を出す、やる気がわくような農業を目指されている。今までのデータも、AIを使い、収量を稼げるようになっているのかなと思います。

水田の維持・経営は難しいですけど、野菜のきゅうりなどは栽培回転も早いので、栽培の仕方次第では若い人たちが頑張ってやっていこうと思える。1コンテナが20キロぐらいあって重いので、アスパラや、体に負担が少なく作業もしやすい高設栽培のいちごなどは栽培を推進されています。子どもたちが後を継いで農業を維持していく。この社会情勢、国が戦争などで日本を支えていく食糧自給量がないようなことになれば、これから先、不安なことが多々あります。それで、魅力がある農業じゃないですけど、国・県で、できる場所がありましたら、公共事業などで助けていただければ、これからも農業を続けていきたいと思う人たちがいると思いますので、よろしく願いいたします。ありがたいです。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。田中委員から本当に貴重な意見をたくさんいただきました。鍋島地区が羨ましいとおっしゃったところで、少し気になったのですが、田中委員のところはたぶん圃場整備の初期段階にやられたので、きちんと正方形の区画ができてないんです。圃場整備の事業が一回終わったとしても、そういったところを見直すという事業はこれからはないのでしょか。

(農地整備課 土井課長)

事業としては、一度やった狭い農地の再度の整備はできます。例えば、今、狭い農地を五反、一町の大区画にする、農道をもっと広くするなど、そういった整備で、担い手さん、要はそこを農地として守っていく人がしっかりいて、今後もちゃんとやっていくという状況

が揃っていればできます。その辺はまたご相談させていただきたいと思います。

(田中委員)

もう少し先になったら考え方が変わるのかもしれないですね。

(伊藤委員長)

先ほどのご発言では、圃場整備事業は 9 割ぐらい県で終わっているけれども、こういったもう一回見直すっていうやつですね。

(田中委員)

こちらから要望も出していませんので。

(農地整備課 土井課長)

40 年代や 50 年代など、当初の圃場整備は狭かったり、そもそも当時作った施設がもう古くなったりで、今の営農の実態に合っていないこともございますので、それを今に合わせた規格に直すという整備もしております。

(伊藤委員長)

もう第 2 サイクルになるかもしれませんね。ぜひともご検討下さい。

(田中委員)

地元を持ち帰り、話をさせていただきます。

(伊藤委員長)

他、いかがでしょうか。

では、諮問事項ですので、一件ごとご承認いただければと思いますが、この案件、継続でご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。

では、次の諮問事項、かんがい排水事業、引き続きまして農地整備課ですが、代表ですのでまとめた形でよろしいでしょうか。あらましか、簡単によろしいですか。

(農地整備課 土井課長)

13 ページをよろしく願います。

県営かんがい排水事業、多久導水路地区。これも事業着手 10 年経過したところでございます。場所は小城市、多久市の両市にまたがっているところでございます。簡単に言いますと、その地域内、水不足がございまして、この地区に配水する事業でございます。嘉瀬川から、大和にあります川上頭首工から水を引っ張って、パイプラインで小城市、多久市の農地

に水を配る事業でございます。用水不足に対して水を各農地に配るための水路整備ということでございます。

(伊藤委員長)

農業にとって水というのはなくてはならないものですので、この用水路が必要だということはもうわかっておりますが、費用対効果の面で示していただければと思います。

(農地整備課 土井課長)

費用対効果については、先ほど圃場整備で説明しました4つの効果と同じでございます。これも1以上の1.08ございまして、先ほどと一つ違うのが、圃場整備によって管理費がマイナスということですが、維持管理費節減効果がマイナスになって4つの効果を合わせて、最終的に1.08となっているところでございます。この分についても、事業着手後、相当年数経っておりますけれど、事業進捗等も進んでおりますので、引き続き事業を継続したいというふうに考えております。

(伊藤委員長)

どうもありがとうございました。本来なら代表箇所、先ほどまとめてご承認いただいたこととなりますが、用排水路ということで、先ほどと毛色が違いますので、ポイントだけみなさんにご紹介いただきました。ご承認でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

(伊藤委員長)

引き続きまして、諮問事項の3つ目になります。森林整備基盤事業、よろしく願いいたします。

(森林整備課 永守課長)

森林整備課長の永守と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料は、資料2の2になります。事業名、森林基盤整備交付金事業道整備交付金ということで、林道の開設事業になっております。事業箇所が、路線名二里・下分線で伊万里市になります。事業年度が平成26年度から令和8年度ということで、平成26年の採択から10年経過しております。進捗率は事業費ベースで59.1%になっております。

はじめに、この林道事業におけますB/Cの考え方でございますけれども、国の林野庁で評価マニュアルが定められており、それに基づいて評価しております。まず総便益ですけれども、林道を開設することにより、木材の生産や、森林整備に関わる整備費の縮減、並びに一般交通や災害時の迂回路等の利用として便益効果が算定されることになっております。簡単に説明させていただきますと、まず便益の一番上の木材生産等ですけど、これは木材生

産の確保増進便益ということで、林道を通すことによって、新たに木材搬出が可能になってきますので、その便益、それから林道ができることによって、搬出に関わる経費などの縮減が図られますので、そういった便益を算定しております。それから二番目の森林整備経費縮減等の便益ですけれども、これにつきましてはその道ができることによって、森林整備に携わるいろんな方々、例えば巡視活動ですとか、実際、山で作業される林業事業体の職員といった方々が行う整備に行くための時間の縮減効果、それからその道ができることによって森林整備ができますので、森林が持っております公益的機能、例えば水源涵養機能ですとか、山地保全機能ですとか、環境保全機能ですとか、そういった効果についても、一部、森林整備との重複を避けるためにも、マニュアルとしてはその 1/2 を評価することになっております。それから最後に災害等軽減便益ですけれども、これ実際、その自然災害等の場合に林道自体は、林業のために第一義的に作っておりますが、災害時には迂回路や避難路としても使うことが可能になりますので、そういった便益等も評価しております。それから総費用ですけれども、林道開設事業、今、13カ年の計画でやっておりますので、その13カ年分の開設事業費プラス開設後の40年間にわたりまして開設した林道の維持管理費は当然かかってきますので、そういった維持管理費を費用として算定しております。総便益は費用分の総便益ということでB/Cを算定しております。

ここで、この基盤整備交付金事業の目的ですが、周辺の森林作業の効率化を図って、森林整備を推進するとともに、森林、地域としての総合的な利用を行うことにより、地域の活性化を図るという目的がございます。写真が小さくて申し訳ありませんが、一番に伐採からスタートしますと、伐採した後に、次の世代の山を育てるとということで、植林をしっかりやっていく必要があります。植林しただけでは、その後手入れをしないと、雑草に初期の生存競争で負けてしまって植えた木が育ちません。そのため下刈作業を行います。夏場に行いますので非常に過酷な作業ですが、だいたい5年間ぐらいは作業します。それから枝打ちですとか間伐ですとか、こういった一連の森林整備、保育活動を行うことによりまして、次の木材生産が行えるということで、循環と書いてありますが、森林資源が持続可能な資源と言われるのは、このサイクルを回すことができるからで、こういった活動をするためにも林道が非常に必要と考えております。もし、保育活動がうまくいかないと、右側の上の方に赤字で荒れた森林と書いてありますが、これはまず間伐ができおりません。間伐ができていないと日が差し込まないので、森林の下草が生えてこないで、非常に土壌流亡ですとか、1回の雨で土壌が流れるなど、公益的機能が発揮できない山になります。一方下の方は、しっかりその保育をして間伐をして、林地に日がある程度入ると手入れが行き届いた森林になって公益的機能が十二分に発揮されるということになります。

二里・下分線の位置図ですが、工区としては一工区から四工区まであります。今年度は一工区と三工区と四工区の3つの工区で事業を行うようにしております。黄色の枠で囲っている部分が、この林道事業における利用区域で、森林面積になります。黒線が現在までに開設している林道の線部になります。赤の実線部分が先ほど申し上げました今年度の事業計

面の路線になります。赤の点線の部分が、今後の計画路線となっております。全体の延長が6,600mで、幅員は4メートルの林道となっております。

事業計画の概要と進捗状況ですが、総事業費が13億2,000万円となっております。開設延長は6,600メートルで、完成が4,130メートルとなっております。幅員が4メートル、工期が令和8年度までの13年間となっております。工事内容は林道開設工事です。道路土工、それから切り盛りが出てきますので、法面保護工。それから現在は、開設と同時にアスファルト舗装も同時施工で行っている状況です。利用区域面積については276ヘクタールとなっております。

進捗状況は、昨年度末まで事業費ベースで59.1%となっております。今年度は14%を進捗するようになっていきます。事業の進捗概要は、工期が近づくにつれて、進捗率は非常に上がってきています。令和8年度までの完了は十分可能と考えております。

森林整備の計画図ですが、赤の点線が林道の線形になっておりまして、緑の部分が間伐の事業計画になっております。林道は、今4工区に分けて開設工事を行っておりますが、線形がつながってこそその林道と思っております。間伐の計画自体も事業の終わりに近づいて多くなる形になっております。数字は載せておりませんが、この利用区域で現在までに約72ヘクタールの間伐事業が行われていることになっております。

社会、経済情勢等の変化についてですが、現在、この林道の利用区域内での大規模な開発によります森林面積の変化はございません。また、当該林道の近隣で新たな道路の開設等はない状況となっております。

費用対効果ですが、総便益が12億9,600万円、総費用が12億8,300万円となります。総費用は先ほどの全体事業費から過年度に終わった分の社会的割引率ということで算定しますので、総費用が12億8,300万円と少し下がっていますが、これで総便益を出しまして、1.01というB/Cになっており、1以上は確保されております。

コスト削減の取組ですが、実際も今開設した現場でも取り組んでおりますが、現場発生土を盛土として活用しております。それからコンクリートの二次製品、L型側溝やL型擁壁、これらは工期の短縮につながりますので、こういった縮減策に取り組んでいるところでございます。

対応方針でございますけれども、森林の作業の効率化を図って、森林整備そのものを推進していくことから、また森林地域としての総合的な利用を図ることからも、地域の活性化を目的としている事業と位置づけております。

費用対効果は先ほど申し上げましたように1.0以上となっております。事業の進捗率は、昨年度末で59%ということで令和8年度の事業完了を目指し、この効果を発揮するためにも、早期に完成が必要と考えております。この林道整備によりまして、森林整備の手入れ不足による自然災害の発生が懸念される森林についての適切な管理並びに効率的な森林作業に寄与することができると考えております。以上のことから、この事業を継続させていただきたいと考えております。以上でございます。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。

今ちょうどスライド出ておりますけど、B/Cが1.0以上と言っても1.01と、わずかに上回っている程度になっております。私はちょっと気になったんですが、便益にいわゆる災害抑制効果が少しは入っているけれど、あんまり多くなさそうだったように思います。というのは、今回は諮問事項にないかもしれませんが、砂防ダムをもしそこに作らなかつたら災害が起こって下流部の民家やいわゆる財産が失われる、それで億単位のいわゆる便益がボンと乗ってくるわけですね。今までのご説明のように、林道がもしなければ荒廃した山になって、土砂崩れが起きやすくなる。だから災害抑制の便益がもうちょっと入ってもいいんじゃないかなって感覚的には思います。

(森林整備課 永守課長)

そうですね。森林整備経費縮減等便益のほぼ9割以上は、公益的機能が発揮される便益で見ているんですけども、公益機能の増進分すべてを見るようには、マニュアル上になっておりません。やはりマニュアルは、治山事業と森林整備事業とに大きく分けられていて、治山事業は今、先生がおっしゃられたように、災害が発生したときの被害額をベースに、便益を計上しますんで、B/Cは治山事業の方がやはり高くなります。

(伊藤委員長)

例えば林道を作るすぐ山の下に、民家や公共施設があつたらそれでも入らないんですか。

(森林整備課 永守課長)

そうです。

(伊藤委員長)

この前の熱海の災害は、こういった植林など山の整備が問題のひとつではなかったかというようなことも言われております。そろそろ見直した方がいいかもしれないですね。

(森林整備課 永守課長)

ありがとうございます。

(鳥井委員)

私は実は伊藤先生と全く同じことを考えていて、非常にB/Cが低いのになぜこれをする必要があるのか、そもそもどうなんだろうと思っていました。ただ、山は川につながる、災害抑制といったことがあります。今のご説明を聞いて、納得はしたのですが、1点気になることがあります。5ページの目的の中に総合的な利用を行うことにより地域の活性化を図

るとありますが、この地域の活性化はどういうことを言われていますか。

(森林整備課長 永守課長)

この林道事業は公共事業で入れておるんですが、実際その私有林の中には、個人の森林所有者の方がいらっしゃいます。シンプルに申し上げますと林道ができたことで、今まで自分の山で木を切って出せなかったのが個人の山主さんも搬出できるようになるんですね。搬出すると、その方は木材販売収入が得られます。それからその林道自体は、もちろん森林整備のためですが、地域の生活道路としても活用できますので、林道を通すことによって、総合的な効果が出てくるということです。林野庁の事業で行いますが、木材販売によって森林所有者の収益が上がることもありますし、やっぱり血管じゃないですけど、道路が通ることによる地域の波及効果はあると考えております。

(鳥井委員)

それはB/CのBの木材生産等に入っているということになるのでしょうか。

(森林整備課長 永守課長)

ここには木材の収益がカウントされているんじゃないんですよ。道がない状態と道がある状態で木材を搬出したときの搬出経費の差ということです。だから、道を入れたことによって木材を運ぶ経費が、安くなったということです。

(鳥井委員)

では、生産できたということではないということですね。

(森林整備課長 永守課長)

そうです。木材の販売額がこの便益として算入されているわけじゃないです。

(鳥井委員)

地域活性化としか書けないということになりますね。わかりました。

(陣内委員)

利用区域を見させていただくと半分より多いくらいが国有林なんですよ。そうすると多分、林野庁の予算がついているはずですけど、全体の何割ぐらい占めるんですか。要は国有林のために県費をそんなに出さなきゃいけないのかという話なんで。

(森林整備課長 永守課長)

補助率は1/2になります。

(陣内委員)

面積比率は。

(森林整備課長 永守課長)

面積は、国有林の方が半分よりちょっと少ないぐらいです。あと国有林が 128 ヘクタール、民有林が 148 ヘクタールの合計で 276 ヘクタールになります。

(陣内委員)

分かりました。

(森林整備課長 永守課長)

森林をひとくくりで考えたときに、どうしても所有者の入り込みはあります。

(藺田委員)

B/C の話なんですけれども、先ほどのご説明では、現状の規定だと B のほうを上積みするのは難しいというお話だったかと思うんですが、そうすると総費用が若干上振れしちゃうと、もう 1 切っちゃうということになります。多分 1,500 万円ぐらい上振れすると、もう切っちゃうことになると思うんですけど、素人的に考えると資材費の高騰などがあって、そういうことが簡単に起こりそうな気がしちゃうんですけど、その辺は十分に考えられた上での試算ということによろしいでしょうか。

(森林整備課長 永守課長)

今後の事業費については、増額が生じないよう事業管理を徹底するとともにコスト縮減に努めます。また、事業費に増加が生じた場合は、改めて委員会へ諮問をさせていただきます。

今、もうこの事業自体がほぼ終着点が見えたような状況になっております。なので、例えば線形が変わるとか、そういうことはもうないと思っています。事業費については、B/C を意識しながら事業を進めており、大丈夫かなと思っています。

(藺田委員)

ありがとうございます。

(伊藤委員長)

それでは、この事業も継続ということによろしくおねがいします。

(伊藤委員長)

それでは、諮問事項の最後になります。広域河川改修事業、こちらは9件ございまして、全体像をご説明いただいた後に、代表箇所の詳細なご説明をいただくという形になります。

(河川砂防課 仁戸田課長)

よろしくお願いたします。河川砂防課長の仁戸田と申します。座って説明させていただきます。

資料につきましては、2-3、1ページをご覧ください。先ほど委員長からご紹介がありましたとおり、9事業が対象でございます。いずれも河川の幅を広げたり、掘削をしたりして洪水に備える、いわゆる河川改修事業となります。事業の規模等で事業名が変わっておりますけれども、広域河川改修事業で、佐賀江川、本庄江、田手川、寒水川、切通川の5箇所、総合流域防災事業として、牛津江川、佐志川、浜川、川添川の4箇所の合計9箇所となります。いずれも前回再評価実施後5年が経過したことによる再評価となります。今回の再評価では、佐賀江川など5河川の事業期間の延伸と物価高騰などの影響もございまして、佐志川など4河川の事業費の変更というのを諮問させていただいております。これが9河川いずれの事業につきましても、一覧の通り、昭和40年代から50年代に事業を着手しております、河川事業の特徴としまして、下流側から順次整備を進めているという状況ですけれども、いずれの事業も概ね8割程度の進捗率に達しております。今後も完成に向け、引き続き事業の進捗に努めてまいりたいと思っております。

それでは次になります。これはお手元の資料にはございませんので、正面のモニターでご説明したいと思います。事業着手から、年数が経過していると進捗も図られているとご説明いたしましたけれども、これまでの河川整備による事業効果について、ここでご紹介させていただきたいと思っております。まず佐賀県独特といえる県土の環境についてです。佐賀県は、海水面や河川水位よりも標高の低い平野部、いわゆる低平地が広がっております。右側の図面は佐賀平野の断面を横から見た図でございますけれども、有明海の潮位が、平地部よりも高い状況にある、あるいは河川、右側から筑後川からずっと表記しておりますけれども川の水面の方が平地よりも高いと、いわゆる天井河川という地形になっており、非常に自然排水が悪い、元々の地形状況にあるところです。このように佐賀県は非常に厳しい状況にあって、水害等の災害に対して、もともと脆弱な県土状況にあるということでございます。昨今の雨の状況を少しご説明します。これは全国の時間雨量50mm以上の発生頻度を示したグラフでございます。1番左側の昭和50年代から比較しますと50mm以上の年間発生回数が約1.5倍に伸びてきています。合わせて激甚化しております。今後につきましては、ある予測によりますと地球温暖化の影響で、年平均気温が2度上昇すると仮定しまして、降雨量が1.1倍、河川の流量で約1.2倍、洪水の発生頻度に至っては約2倍に上るという試算結果もあると聞いているところです。

今回諮問させていただく河川のご紹介になります。県内における近年の浸水被害の状況

写真でございます。写真左上が、令和3年に武雄市周辺で発生しました浸水被害の状況になります。写真は武雄北方インター付近になります。この地区につきましては、同じような被害が2年前の令和元年にも生じているところがございます。写真左下が令和2年に鹿島市で発生しました浜川の洪水時の写真になります。右側奥に映っておりますのが祐徳稲荷神社になります。次に写真右上が、令和元年の佐賀駅バスセンター前の写真です。水深40cmの冠水があった状況の写真です。最後に右下の写真です。これは少し古くなりますけれども、平成2年の洪水による巨勢川の破堤状況です。左上などは内水被害になりますが、ここは堤防が破堤して川の水が街にも流れていったという、いわゆる外水被害の写真となります。先ほどの写真でお示したような洪水による被害の軽減を目的に、治水対策として河川改修を行っているところがございます。河道の掘削や河道の拡幅、それに伴います護岸の改築、あるいは排水ポンプの設置などを進めてきているところがございますが、まだ、整備必要箇所に対しての整備延長が5割程度にとどまっているというのが実情です。河川整備には多くの費用と時間が必要になってまいります。今後も治水対策の推進が必要だと思っておりますところがございます。

次に、これまで進めてきました事業の効果を少しご紹介させていただきます。これは筑後川水系の寒水川になりますけれども、寒水川では平成13年7月の豪雨によりまして、左の写真のように広範囲に浸水被害が発生しました。これは、下の写真のバツの箇所が破堤しまして浸水被害が生じました。床下浸水で家屋6戸の水害被害が発生しております。寒水川では河川改修を進めまして、河道を広げたり、あとこの河川の特徴的なところが、左下の写真で赤の部分、川をショートカットして筑後川の方に早いルートで排水するように川の付け替えを一部実施したりしております。こういった下流区間については主に整備が進んでおるところですけれども、右側にグラフで、令和元年の7月の大雨について平成13年との比較をお示ししております。令和元年の雨の方が平成13年よりも日雨量でいきますと多かったんですけども、浸水戸数については0件、浸水被害がなかったというところなんです。これが事業の効果だと認識をしております。もう一点、これは佐賀市内の佐賀江川の事業効果としてご紹介させていただきますけれども、佐賀江川流域では、昭和55年8月豪雨によって、佐賀市内、床上床下あわせて1万4千戸の浸水被害、浸水面積でいきますと5,000ヘクタール以上に及ぶような大規模な浸水被害が発生しております。佐賀江川については右下の模式図で示していますが、ピンク色が元々の川、それを引堤しまして河幅を広げたり、河床を掘削して川を深くしたりとか、そういった工事を進めています。佐賀江川については蛇行していた河川をまっすぐに付け替えるなどの工事も進めております。事業進捗としては、8割以上という現状です。令和元年8月の雨は、被害の大きかった昭和55年と比較して上回る降雨量がありましたけれども、浸水戸数については1万4千戸が400戸程度に、浸水面積については5,450ヘクタールが20ヘクタール程度にと大幅に軽減しております。河川改修を進めることで、こういった効果が出ていると認識しております。

続いて、資料2ページをお願いします。河川改修事業のB/C、費用対効果の考え方について

てご説明します。これにつきましては、先ほどの事業の説明と、同じ考え方でございます。総便益につきましては、河川改修を行わなかった場合に起こり得る被害を便益 B といたします。費用につきましては、整備費と事業完了後、50 年間の維持管理費を合計したものを総費用といたします。総便益を総費用で割って B/C を算出しております。一つご報告になりますけれども、この河川改修事業、治水事業については、国で治水経済調査マニュアルの改定がございまして、結果的に B/C が高く評価できるようになっております。改定のポイントとしましては、近年の水害データをもとに、より実被害に近い数字で被害が出るようになったことです。家屋浸水につきましては、以前の家屋よりも住宅の構造や、生活様式が変わっていますので、同じような浸水被害を受けたときに被害金額が多くなるようにマニュアルが改定されました。これはご紹介です。

それでは代表事業として、これからご説明したいと思います。資料 2 の 3、75 ページをお願いいたします。今回諮問しています 9 箇所のうち、唐津市の佐志川の事業をご説明いたします。この事業を選定しています理由は、希少生物の生態系に配慮した施工計画や暫定的な中上流域の拡幅など、他にはない少し特色ある整備をしておりますので、そういったところも含めてご説明できればと思っております。

佐志川は唐津市西部を流れる二級河川となります。図面の左側が下流になりまして唐津湾に注いでいる河川事業区間として、河口から約 2.9 キロが事業区間となっております。

事業の目的でございます。佐志川では昭和 55 年 8 月、昭和 57 年 7 月に家屋浸水を伴う被害が発生しておりまして、昭和 58 年から河川改修に着手しております。流下能力不足による浸水被害の軽減を図るという目的で事業をしております。

事業概要についてご説明します。全体事業費は 58 億 8,000 万を予定しております。目標としましては、概ね 30 年に一度の確率で発生する洪水を対象として、川を広げるような工事しております。整備の内容として掘削・築堤・護岸、橋梁、堰などの改築を実施しています。佐志川については、緑で着色している区間、下流の河口付近は比較的河幅が広がっております。一方、黄色の部分、中流から上流にかけては河幅が非常に狭く、洪水被害のリスクの高い状況となっております。そこで事業効果の早期発現を図るために、まずは流下能力の低い中上流区の築堤や、掘削による暫定整備をまず進め、それらを完了してから、また下流に戻って完成形での整備を進めるという形で進めております。77 ページお願いします。前回評価時からの変更点についてお示ししております。全体の事業費が前回の 48 億円から 58 億 8,000 万に約 11 億円の増額、事業期間につきましては令和 5 年から令和 15 年と 10 年間延伸ということになっております。増額理由と事業期間の延伸理由について、次にご説明します。

まず事業費の増額理由についてご説明します。主な理由として 3 点ございます。1 点目は、先ほどご説明したように、下流区間は一定程度の河幅が確保されているため、既存護岸を活かした整備、護岸をそのまま残すことを基本に考えた整備でございましたけれども、河道の河床だけを掘削するという工事になります。掘削にあたって詳細な調査をしたところ護

岸の根入れが不足していたり老朽化していたりして、一部護岸の整備も必要なことが判明しました。その点で事業費が増えております。また2点目として、この護岸整備をするにあたって、地質調査を実施したところ、非常に軟弱な地盤であることが判明いたしまして、基礎工事も必要になり、その事業費などでございます。3点目としましては、近年の資材高騰、労務費の上昇により事業費を見直したというものでございます。

事業期間の延伸についてでございます。資料78ページになります。主な理由として2点ございます。1点目は事業区間において環境調査を実施しましたところ、絶滅危惧種であるアサクサノリ、ニホンウナギ、シロウオ、ハクセンシオマネキが確認され、これら希少生物へ配慮した工事とするために、有識者も交えて工事の検討をいたしました。一定程度こういった生物の生息場所、あるいは工事に伴う避難場所を確保した上で工事を進めると、河川の全面を掘削してしまうと、生息環境をすべて奪ってしまいますので、少しずつ工事をするというように工程に切り替えましたので、施工に時間を要します。そういった理由で事業期間を延伸しております。それともう1点としましては、事業内容と事業費の増というところもありましてこの2点で、事業期間の延伸を考えております。

事業の進捗状況でございます。黄色で示しております中流から上流にかけての区間は、概ね暫定の整備が終了しており、令和4年度末での事業費ベースで71%、用地は100%取得できているという状況です。先ほどの黄色の区間の整備状況です。元々ありました河幅がお示ししているのは、この河川の幅になります。それを大きく広げて護岸・築堤、河床掘削を行います。現在、まだ下流が100%の整備ができておりませんので、青の点線の区間までで工事をやめております。築堤を一部残していることと、河床掘削を残しており、下流に負担をかけない範囲での整備のために、留めているところでございます。

環境に配慮した整備の実施ということで、先ほどの説明にもありましたように佐志川の下流部は干潟が形成されておまして、水生成物にとって良好な生息環境にあります。絶滅危惧種に指定されたような生物も確認されており、極力、生物の生息環境を維持する形で進めております。加えて、堰がございますけれども、そこには魚道を設置して、魚の往来ができるように配慮した工事としております。

資料80ページです。過去の浸水被害についてご説明します。これが昭和60年6月の豪雨の写真です。189戸20ヘクタールの家屋の浸水被害が発生しております。これが令和5年7月の豪雨でございます。日雨量126mm、時間最大雨量54mmといった雨で、堤防ぎりぎりまで河川の水が上がってきている状況です。資料81ページになります。事業をめぐる社会情勢等の変化についてご説明いたします。地域の状況としましては、改修事業に着手している現在においても、近年、洪水により堤防高近くまで水位が上がっている状況がございます。地域住民の当事業に対する期待は非常に高く、早期の完成を望まれております。また、前回の再評価時から5年間で、家屋や事業所の状況も変化なく、事業の必要性は依然として高い状況と思っております。

費用対効果でございます。総費用に対しましてB/C4.8という数字が出ております。

コスト縮減についてです。コスト縮減としては、建設副産物の有効利用や再生材の積極的な使用に取り組んでいるところでございます。

最後に対応方針について説明いたします。費用対効果が1.0以上確保されていること、事業用地の買収も完了しており、今後も円滑な事業執行が可能であること、また住民から早期完成を望まれていること、流域内の家屋・事業所との状況にもほぼ変化はなく、事業の必要性は高いこと、以上のことから事業を継続したいと考えております。説明は以上になります。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。河川改修事業9件のうち、佐志川を詳しくご説明いただきました。

佐志川のご説明の前に、寒水川と佐賀江川の河川改修の効果を、グラフを使って説明いただきました。私も知らなかったんですが、佐賀江川は過去に大雨が降って1万4千戸ぐらい浸水被害があったが、それよりたくさん雨が降った令和元年度には数百件の被害で済んだということですね。これがいわゆる河川整備事業の効果ということで、しっかり効果が上がっているなという感想を持っております。それでは今の佐志川の件、含めて他の8件でも結構でございますので、委員の皆様からご意見ございましたらお願いいたします。

(陣内委員)

佐志川の件は別に何も異存ありません。毎年同じようなこと言っているような気がしますが、委員としてではなく住民してお話させていただくんですが、佐賀江川、確かにおっしゃるように非常に効果は出ていると思うんですが、地域住民から言わせると、毎年避難指示が出るんですよね。毎年ヒヤヒヤさせられるというのが現状なので、ぜひぜひその現実をよく受け止めてほしい。なんとか氾濫しないで済んではいるんですけど、正直言って毎年ヒヤヒヤします。ポンプの関係等もあるんでしょうけど、氾濫はしませんけど、内水氾濫は毎年起きてますんで、全く通行できなくなってしまうという状況もあります。いろんな努力をいただいていることは当然評価しますが、ぜひ、現実も少しお願いしたいというふうに思っています。自分にとってやっぱり一番不安なのは、どこで水が来るかわからないというところですので。

それから、全くこういう場で発言する話じゃないんですが、うちの家内がいつもブツブツ言っているんで、一言だけ。八田江の河川の草をよく毎年刈っていただくんですね、それは非常に良いことだと思うんですが、草は回収されますけど、ゴミはそこに放置なんですよ。例えば空き缶とか、いろんなものが当然捨てられています。それは回収しないで置いてあるんですよ。あれは業者さんに言わせれば、草は確かに頼まれたという話なんだろうけど、ぜひ何か一言言っていただければと。せっかく綺麗になってもゴミが放置された状態なので。しょうがないから、近所の人が長靴やゴム長を履いて入ったりして、回収するのが現状なので、ぜひそこも目配りをいただければと思います。それからもう一つは佐賀江川とか、

いわゆる有明海に注ぐ川は、ぜひしっかり見てほしいと思います。やっぱり毎年、泥がどんどん蓄積していったら、期待したような流水が本当に出ているかしらという感じがしますので、ぜひそこもお願いできればと。委員としてではなく、住民としてのお願いでございます。

(河川砂防課 仁戸田課長)

ありがとうございます。まず1点目、毎年避難勧告とか川の水が上がるなど、そこは充分認識をしています。しかし、どうしても地形的に厳しいところがあって。佐賀市内も内水がなかなか捌けないという状況があります。そういった中で、県としましては、令和3年8月豪雨を受けて、内水対策プロジェクトを立ち上げて、我々河川管理者だけではなく、県の中では農林部局や危機管理部局なども含め、組織横断的にいろんな取り組みをしております。あと国や市町とも連携して、一丸となって内水対策を進めているところです。具体的に言いますと、河川改修を進めるのは当然ですが、最後にご指摘がありました川に土砂がたまる所を、河川の浚渫、泥上げですね、これも以前と比べて予算を確保して計画的に取り組むを始めているところです。あと田んぼダムですとか、農業用クリークの前排水で貯水のポケットを作るとか、これは佐賀市さんの取り組みになりますけれども、佐賀市のお堀の水を下げて備えておくとか。あと河川管理者以外で行うようなところも含めて、少しでも被害軽減につながるように取り組んでいるところです。

(陣内委員)

内水氾濫対策はいろんなことをやっていただいているというのは承知していますし、随分効果が出ていると思います。今年だとやっぱり水の出方が少し少なくなったという感じがします。ぜひ一層進めていただければと思っています。

(伊藤委員長)

内水氾濫って難しいんですね。佐賀市の方にこれから頑張ってもらえると。ちなみに佐賀江川というのは兵庫の町全部受けてますので、東西に走っていて、流域がすごいんですよ。

(陣内委員)

そのやばいやつが全部。八田江から海に流すとか。その囲まれた地点に住んでいるんですけど。

(河川砂防課 仁戸田課長)

それと2点目の河川のゴミの回収についてです。確かに、土木事務所が河川管理者として伐採や浚渫などを発注して事業をしております。ゴミの回収がどうなのか確認します。そ

のうえで、当然、ゴミがあれば回収させたいと思います。ご指摘ありがとうございます。浚渫につきましては申しましたように、今計画的に取り組んでいるところで、我々も問題意識持っております。以上でございます。

(伊藤委員長)

他の委員の方、いかがでしょうか。お願いいたします。

(鳥井委員)

今日の説明で、とても嬉しく思ったことを一つ言わせて下さい。78 ページの事業の見直しの理由の中に、希少生物のアサクサノリやシロウオがいたので、生息域を確保した、自然に優しい工事と。私は聞いていてとても心がほっこりしました。

こういうご説明をいただくと、工事をする際に、人だけではなく、自然環境に配慮したやさしい工事を進めていらっしゃるのだと思ひまして、工事のあり方、考え方などを高く評価させていただきます。ありがとうございました。

(伊藤委員長)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、河川改修の9件、継続ということでよろしくお願いいたします。

<諮問事項>

(伊藤委員長)

諮問事項は以上となりまして、続きまして報告事項です。報告事項は、公共事業新規評価個別地区の評価についてです。

(県土企画課 副島課長)

新規事業の個別報告の前に、新規評価の概要について簡単にご説明させていただきます。新規事業につきましては、新規評価マニュアルに基づいて評価をすることになります。お手元に配布をしております資料、新規評価対象事業の分類に記載しておりますが、社会資本の新築及び改築に関する事業、いわゆる整備系と、既存の社会資本の維持管理に関する事業である維持の大きく2つに分類しております。整備系につきましては、広域事業、生活関連事業、産業活性化事業というくくりで区分をしております。マニュアルにつきましては、その事業の位置づけ、必要性効果、実施環境の3つの視点で体系的に構成をしております。各事業の特性を表す評価指標をそれぞれ事業ごとに設定をすることになっております。評価基準については、位置づけ、必要性効果、実施評価、それぞれの評価視点ごとの点数に応じて、ABCと3段階の評価を行いまして、その組み合わせによって、下の判断基準にありますが、優先的に事業を実施するランク1、事業を実施するランク2、新規事業を見合わせる

ランク3とランク付けを行いまして、事業実施の可否を判断するものでございます。

それではこれから個別の箇所について簡単にご説明いたします。資料3の1ページ、新規事業評価箇所一覧をご覧ください。今回は治山事業と砂防事業がありまして、検討箇所は合計14箇所でございますが、そのうち8箇所が新規事業として事業実施以上の評価となっております。この中から代表事例としまして、森林整備課から治山事業、河川砂防課から砂防事業の代表的なものについて説明をお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

(森林整備課 永守課長)

森林整備課長の永守です。それでは私から治山事業について説明させていただきます。事業概要ですけれども、多久市の相ノ浦地区です。今年度から令和7年度まで3カ年で8,000万円の事業になっております。これまでの豪雨災害等によって溪岸・溪床が侵食した地域でございまして、ここに治山ダムを実施して、災害の防止を図るものでございます。

今回の事業の被災状況・復旧計画を載せております。写真④は、不安定土砂等が堆積した状況です。写真③に治山ダムを設置する計画にしております。治山ダムの下には、流量を確保するために流路工等も計画しています。それで、保全対象なんですけれども、真ん中の青のところに書いていますけど、保全対象として人家が30戸ございます。その他、国道や市道がある現場になっております。

先ほど説明がありました新規マニュアル評価に基づく評価内容ですが、位置づけにつきましては、すべての項目でA評価となっております。必要性効果ですが、先ほど林道のご説明で費用対効果の話をしましたけど、治山ダムは、先ほど伊藤委員長からありましたように、災害防止便益としてカウントされますので、B/Cが10.57と非常に高い評価になります。必要性効果につきましてもすべてA評価です。最後の実施環境につきましても、周辺住民の合意や市町の取り組み状況など、すべてA評価となっております。この新規マニュアル評価に基づく判断としていたしまして、繰り返しになりますが、位置づけ、必要性、実施環境ともすべてA評価ということで、総合評価が1ということになるので、優先的に事業を実施させていただきたいと考えております。以上です。

(伊藤委員長)

引き続き、もう1件の報告事項について河川砂防課からお願いいたします。

(河川砂防課 仁戸田課長)

引き続き、新規箇所として砂防事業について河川砂防課からご説明申し上げます。資料3の7ページをお願いいたします。中村川砂防でございます。

事業概要です。事業の場所につきましては、小城市小城町晴気地内の中村川という溪流箇所でございます。事業期間は令和6年度から12年度までの7年間の予定でございます。総事業費は3億5,000万円です。事業の目的は溪流の荒廃が見られ、河床に土砂が堆積してい

ることから、中村川は土砂災害・土石流の発生の危険性がある溪流でございます。このため、砂防施設を整備することで、土砂災害から住民の生命や財産を守ることを目的に事業を行うものです。事業の位置図になります。小城市小城町にございます晴田小学校より天山公園線を天山方向へ2キロほど向かった位置になります。

事業内容としましては、砂防堰堤、いわゆる砂防ダムが一基と、既設水路へ接続するための溪流保全工、水路工が約43メートルとなります。図面航空写真の黄色の枠でお示しておりますが、作ることで、この範囲の保全を図るという計画になっております。保全人家が51戸、福祉施設1戸、公民館3戸、県道などが保全対象に含まれます。

次に、新規マニュアルに基づく評価内容についてご説明いたします。事業区分は整備系の生活関連事業となります。まず評価視点1の位置づけについてです。これは、部の基本方針に位置づけられるので10点。土石流危険溪流で保全人家が51戸ありますので、これは満点の50点。自主避難の実績はございませんので、ここは0点となります。これらの合計60点で、位置づけとしてはBの評価になります。次に、評価視点2の必要性効果でございます。大きく4点の評価指標がございまして、まずB/Cにつきましては11.86ということで2以上の60点。続いて、過去の土砂災害の発生状況です。これは、過去の土砂災害発生確認されておりませんので0。流出土砂の抑制ということで、今回整備予定の施設以外に砂防施設はございませんので、10点。流域の荒廃状況については8.7%と10%未満になりますので、ここは0。被害想定区域内に福祉、また公共施設がある。これは福祉施設あるいは公民館、県道がございまして10点となります。続いて、評価視点3の実施環境についてです。ここは、周辺住民の合意と市町村の取組状況に関しての評価でございますけれども、事業実施に対しては地元自治会からの要望を受けておりまして、ここは60点。また、地元小城市におきましても、事業の実施に向け、地元調整など協力的に取り組まれており、ここは20点の評価。これらを合計すると80点で実施環境はA評価とさせていただきます。以上から、位置づけがB、必要性効果・実施環境がAの評価になりました。このため総合評価は1となりまして、優先的に事業実施の判断となります。以上で砂防事業の説明を終わります。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。ただいま治山事業と砂防事業について新規事業のご説明ございましたが、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。全体としても結構です。この機会によろしくお願いいたします。

そうしましたら、議事はすべて終了いたしましたので、事務局にお返したいと思っております。よろしくお願いいたします。

## 5. 閉会

(県土企画課 小寺副課長)

ありがとうございました、伊藤委員長におかれましては議事の進行、委員のみなさまにつきましては活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。本日の貴重なご意見を、今後の事業や取組に活かしてまいりたいと思います。最後に、事務局から今後のスケジュールについてご説明させていただきます。次回の委員会は、年明けに再度お願いをしたいと考えております。内容につきましては今回の再評価以外に、道路や海岸、クリーク関係の事業の再評価の結果について、ご諮問をさせていただきたいと思っております。その他、先ほど新規評価の結果につきましては、今回、補正予算で措置を行うものについて説明をさせていただきましたけれども、令和6年度から事業を予定するものの評価結果についても、次回委員会の中でご報告をさせていただく予定としております。詳細日程につきましては、また改めて事務局から、ご連絡をさせていただきます。

それでは、これもちまして第60回公共事業評価監視委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。